

## 令和3年度 第3回北海道私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和4年2月16日(水) 14:00~15:00

2 場 所 TKP札幌ビジネスセンター赤レンガ前 5階カンファレンスルーム5J (オンライン開催)

3 委員定数 15名

4 出席委員 12名

大西正宏委員、大西修夫委員、相馬真吾委員、須藤美紀子委員、守本朝美委員  
布川耕吉委員、後藤真澄委員、齊藤茂子委員、本間裕邦委員、苫米地司委員、  
小倉悦子委員、中村健治委員

5 議題

・ 諮問事項の審議

(1) 私立高等学校の広域通信に係る学則変更認可について (2件)

(2) 私立幼稚園の定員減認可について (3件)

(3) 私立幼稚園の廃止認可について (14件)

6 議事

(本間会長が議長となり審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に相馬委員及び後藤委員を指名)

(審議に先立って、事務局から前回答申の処理状況について資料に基づき説明し、その後諮問事項の審

議を行った)

(1) 私立高等学校の広域通信に係る学則変更認可について

(学校法人創志学園クラーク記念国際高等学校の広域通信制に係る学則変更認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。)

【事務局説明】

個別の案件の説明に入る前に、2点、ご説明をさせていただきます。まず、1点目は、広域の通信制高校の学則変更のルールについてです。

これまでも同様の案件について諮問させていただいておりますので、委員の皆様におかれては、すでにご承知のことと思いますが、おさらいとして改めて説明いたします。「学則の変更」については、全日制の高校の場合は届出事項とされているのに対し、広域の通信制高校の場合は、道の認可が必要な事項となっております。

また、認可に当たっては、審議会の意見を聴くこととされておりますので、このたびの諮問となっているものです。

次に、審査基準の改正についてご報告いたします。資料2ページ 参考資料をご覧ください。

通信制課程の教育の質の確保については、文部科学省において、これまでもガイドラインを策定するなど取組がなされてきたところです。このたび、通信制高校の本校以外の場所で展開されている、いわゆる「サテライト施設」につきまして、質の確保に向けて省令が改正されました。

改正省令は、昨年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることとなっております。

これに伴いまして、道の審査基準を改正しておりますのでご報告いたします。2ページ目の参考資料は、改正後の基準の通信制高校の関係部分を抜粋したものです。

なお、改正内容は、国の規定をそのまま盛り込んだ内容となっております。

主な改正点、3(1)編成、イとして、いわゆる「サテライト施設」を「通信教育連携協力施設」と定義し、

そのうち、面接指導・試験を行う施設を「面接指導等実施施設」、それ以外の生徒相談・学習等支援のみを行う施設を「学習等支援施設」と位置づけております。

次に3ページ目をご覧ください。3(3)その他に新たに規定を追加しております。

イ・ウでは、各施設の基準を規定しております。「面接指導等実施施設」は、本校に求められる基準に照らして適切に連携協力を行うことができるもの、「学習等支援施設」は教育上及び安全上支障がないものと規定しています。エとして、当該施設が他の都府県にある場合は、その所在する都府県が定める基準を参酌し、基準に適合していることを確認する必要があることを規定しています。オとして、施設ごとの定員を学則に定めるよう規定しています。

本年4月1日以降に、新たに学校を設置する場合や、新たな施設を通信教育連携協力施設として追加する場合には、この改正後の基準により審査することとなります。

なお、既存施設については経過措置が適用されており、来年3月31日までに学則を変更する必要があるとされています。令和4年度中に、各学校からの学則変更認可申請が予定されておりますことをあわせて御報告いたします。

それでは、1ページ目に戻りまして、諮問番号1674号(1) 広域の通信制高校の学則変更認可についてご説明します。

学校法人創志学園が、深川市に設置する「クラーク記念国際高等学校」の学則変更です。変更の時期は令和4年4月1日となります。変更の理由としては、生徒の多様なニーズに応えるため、「面接指導等実施施設」の追加等を行うものです。

また、学習指導要領の改訂に伴う「教育課程の変更」を行うものとなっています。

変更内容についてですが、まず(1)面接指導等実施施設の追加等について御説明します。現在87カ所の、いわゆるサテライト施設が学則に規定されていますが、ここに4施設を追加し、あわせて2施設を削除、2施設の名称を変更するものです。

追加の4施設は、全て専修学校で

- ・ 札幌市の 専修学校クラーク高等学院札幌大通校（札幌市）
- ・ 兵庫県の 専修学校クラーク高等学院姫路校（兵庫県姫路市）
- ・ 山口県の ネムハイスクール高等専修学校（山口県山口市）
- ・ 福岡県の 高等専修学校C&S学院（福岡県福岡市）

各施設とも、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものであることを確認しております。

次に、（２）教育課程の変更についてですが、高等学校の学習指導要領が本年４月１日から改訂されることに伴いまして、教育課程表の科目設定を、新しい学習指導要領にあわせて変更するものです。

なお、今回の学則変更にあたっては、定員や教職員組織に問題がないことを確認しております。

説明は以上です。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（学校法人国際学園星槎国際高等学校の広域通信制に係る学則変更認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

#### 【事務局説明】

諮問番号 1674号（２）広域の通信制高校の学則変更認可についてご説明いたします。

学校法人国際学園が、札幌市に設置する「星槎国際高等学校」の学則変更です。変更の時期は令和４年４月１日となります。変更の理由としては、多様な教育の確保のため、「面接指導等実施施設」の追加等を行うものです。また、学習指導要領の改訂に伴う「教育課程の変更」を行うものとなっています。変更内容についてですが、まず（１）面接指導等実施施設の追加等について御説明します。

現在 80カ所の、いわゆるサテライト施設が学則に規定されていますが、ここに 4施設を追加し、あわせて、1施設を削除、2施設の名称を変更するものです。追加の 4施設は、大学がひとつ、技能教育施設が 3

つとなっています。具体的には、

- ・ 青森県の 八戸工業大学（青森県八戸市）
- ・ 宮城県の あすと長町高等学院（宮城県仙台市）
- ・ 静岡県の M-netアビニオンスクール（静岡県静岡市）
- ・ 沖縄県の エナジックスports高等学院（沖縄県名護市）

各施設とも、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものであることを確認しております。

次に、（２）教育課程の変更についてですが、高等学校の学習指導要領が本年４月１日から改訂されることに伴いまして、教育課程表の科目設定を、新しい学習指導要領にあわせて変更するものです。

なお、今回の学則変更にあたっては、定員や教職員組織に問題がないことを確認しております。

説明は以上です。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

## （２）私立幼稚園の定員減認可について

（学校法人旭川カトリック学園の旭川みその幼稚園、旭川聖母幼稚園、美唄アカシヤ幼稚園の定員減認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

### 【事務局説明】

幼稚園の定員減認可についてご説明いたします。諮問番号第1674号の（３）から（５）の資料をご覧ください。

学校法人旭川カトリック学園が旭川市に設置する「旭川みその幼稚園」他２件の定員減認可申請です。

本諮問事項は、恒常的に実員が定員を一定程度下回っている幼稚園を設置する学校法人に対し、適正定員の検討を依頼したところ、収容定員の減に係る認可申請があったものです。

今回、申請のあった幼稚園は、これまで適正な運営を行っており、教職員数及び施設・設備について設置基準を満たしていることや、過去の実園児数の状況から、変更内容は妥当なものです。

変更の時期は令和4年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

### (3) 私立幼稚園の廃止認可について

(学校法人函館カトリック学園七飯マリア幼稚園、学校法人札幌豊学園札幌ゆたか幼稚園、学校法人稚内鈴蘭学園稚内鈴蘭幼稚園、学校法人聖公会北海道学園聖ミカエル幼稚園、学校法人和光学園みのり幼稚園、学校法人フレンド恵学園浦河フレンドようちえん、学校法人北海道キリスト教学園麻生明星幼稚園、学校法人光輪学園網走幼稚園、学校法人リズム学園恵庭幼稚園、学校法人理想学園光の泉幼稚園、学校法人北海道ルーテル学園札幌ルーテル幼稚園、学校法人琴似キリスト教学園琴似教会幼稚園、学校法人真駒内キリスト教学園まこまない明星幼稚園、高陽学園おおぞら幼稚園の廃止認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。)

#### 【事務局説明】

幼稚園の廃止認可についてご説明いたします。諮問番号第1674号の(6)から(19)の資料をご覧ください。

学校法人函館カトリック学園が七飯町に設置する「七飯マリア幼稚園」他13件の廃止認可申請です。

本諮問事項は、本年4月から、幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園の設置者である学校法人からの廃止認可申請です。幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、認定こども園の設置認可と、学校教育法第4条第1項に定める幼稚園の廃止認可が必要です。

なお、本廃止認可は、認定こども園への移行に伴うものであるため、認可の条件として、「幼保連携型認

定こども園の設置認可を受けること」を付しているものです。

廃止の時期は、令和4年3月31日を予定しております。

説明は以上です。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

## 7 閉 会

(以上をもって、令和3年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。)